

講演会『子どもの意見表明権と子どもの権利条約』

私達大人は子どもの話を「きちんと」「ちゃんと」聞いているでしょうか。
子どもにとっても大事なことを決める時に、「子どもは大人の言うとおりにしていればいいの、子どもは黙っていなさい」などと言ってはいませんか。
子どもにとって「意見表明権」とはどんなことなのでしょう。なぜ国連で子どもの権利条約にこの項目が入れられたのか、その必要性とはどんなことなのでしょう。子どもの権利条約の批准国である日本では、子ども意見表明権をどうやって保証すればいいのでしょうか… 一緒に学びながら、未来の担い手を育てていきましょう。

講師：茂手木克好先生（弁護士会子どもの権利委員会委員）
日時：2024年2月10日（土）13：30～15：30
会場：茨城県水戸生涯学習センター
住所：水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎3階
対象：会員・一般
募集人員：30名
講演料：無料



下記に必要事項をご記入の上、FAXまたはメールにてお申込み下さい。

メール：network.ai8181@gmail.com（件名に”2/10講演会申込み”と記入下さい）

FAX：029-309-7690（送信表をつけずに申込み用紙のみをお送り下さい）

申込日	2024年 月 日		
会員区分	正会員 / 賛助会員 / 団体会員 / 一般 / 学生		
フリガナ 名前			
連絡先住所	〒 _____		
電話	- -	FAX	- -
メールアドレス	@		

※ここで皆様から得た個人情報は、当該目的以外での使用はいたしません。

2024年2月5日（月）〆切

主催：NPO法人いばらき子どもの虐待防止ネットワークあい
住所：〒311-4143 水戸市大塚町1866-102 / (TEL) 029-309-7690